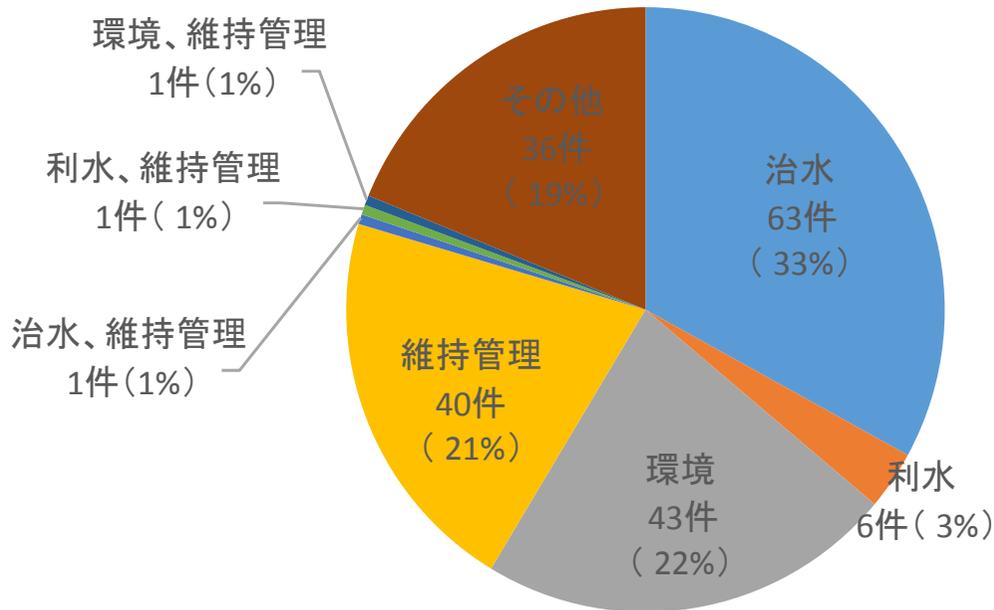


鈴鹿川ふれあい懇談会（亀山市）
頂いた意見について

鈴鹿川ふれあい懇談会

- 鈴鹿川水系河川整備計画策定に係る「関係住民の意見を反映させるための必要な措置」の一環として、「鈴鹿川ふれあい懇談会」を平成27年11月4日、平成28年3月18日に開催し、計67名の亀山市住民の方にご参加いただき、鈴鹿川河川整備計画の現状と課題について意見交換を行いました。
- 鈴鹿川の現状と課題に対する意見としては、全体で191件ありました。
- 全体の意見に対する割合は、治水33%、利水3%、環境22%、維持管理21%、治水・維持管理1%、利水・維持管理1%、環境・維持管理1%、その他19%でした。



会場状況 (H27.11.4)

会場状況 (H28.3.18)

※端数処理のため、構成比が100%にならない場合があります。

亀山市(1/10)

No.	項目	いただいたご意見	いただいたご意見に対する考え方	河川整備計画（原案）での記載事項	
				目次	ページ
1	治水	堤防の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・目標流量流下時の家屋浸水被害を防止・軽減するため、必要な堤防断面の確保、堤防強化対策等の堤防整備を行います。 ・地震・津波に対しては、本計画に定める整備を実施することにより、対象地点において最大級の地震が発生した場合においても河川管理施設の必要な機能を確保します。 	第4章 第1節 第1項	4-2 ~ 4-3
2	治水	26kあたりの災害の修理は広げず強化してほしい。他に影響が出るため。			
3	治水	p4-2に示された箇所以外にも、亀山市内の堤防のかさ上げなどの整備が早急に必要箇所はあると考えられる。特に南鹿島町等では避難勧告が発令されたり、また木下町では堤防を越える状況も見られており、安心できる生活環境を確保するためには、これらの箇所についても堤防整備が必要と思われる。			
4	治水	左岸堤防を新5ヵ年計画で築堤して欲しい。			
5	治水	川は自然にまかせた方法ですることが好ましいので、3面張りの堤防は不必要である。			
6	治水	治水のため、堤防補強は賛成である。			
7	治水	堤防計画においても、優先順位を見直すことも考えられる。			
8	治水	緊急対策の舗装よりも、避難勧告が出る箇所の築堤を最優先すべき。			
9	治水	木下橋から山下橋の間に堤防が無い。			

亀山市(2/10)

No.	項目	いただいたご意見	いただいたご意見に対する考え方	河川整備計画（原案）での記載事項	
				目次	ページ
10	治水	砂が多い	・目標流量流下時の家屋浸水被害を防止・軽減するため、必要な河道断面積が確保されていない箇所については、水位低下対策として河道掘削や洪水流下の障害となる河道内樹木を伐採します。河川整備にあたっては、上下流や本支川のバランス等を考慮し、安全度が低下する区間がないように留意します。	第4章 第1節 第1項	4-5
11	治水	川底に砂が堆積している箇所がある。	・河道内に堆積した土砂が洪水流下の支障となる場合は、堆積土砂の撤去等を行っていきます。	第4章 第2節 第1項	4-12
12	治水	上流より砂が流れてきて川底が上がっている。（大和橋～久成橋付近）	・河川整備において河川環境に影響を与える恐れがある場合には、その影響の低減を図るため、施工形状、工法等の工夫に努めます。	第4章 第1節 第3項	4-9
13	治水	土砂で川底が上昇して天井川に近づいて来ている。土砂の除去。	・堤防除草は、毎年定期的を実施しています。	第4章 第2節 第1項	4-13
14	治水	川の表面に中州が出来ていて水の流れが安定していない。			
15	治水	河床の堀下げを			
16	治水	井尻頭首工の上の土砂堆積が多い。鹿島付近の改修は急ぐ必要がある。			
17	治水	東御幸樋管に土砂がたまっているため、ポンプをつけるべき。（東御幸樋管を作った時に滞筋を変えた。そのため樋管にたまっている。）			
18	治水	南鹿島地内。集中豪雨浸水警報あるが川床改修等で鈴鹿川本流への排水をより良くならないか。			
19	治水	鈴鹿川の川底が砂の堆積が多く、椋川より高く椋川の水が鈴鹿川から逆流して来る。			
20	治水	毎年避難準備が出るので至急に土砂の除去			
21	治水	亀山橋から鹿島大橋間の堆積土砂除去			
22	治水	鹿島橋上下流域の堆積土砂の除去。地域住民（案）参照下さい。5年以内実行ください。			
23	治水	鈴鹿川は堆砂が進んでおり、非常に問題である。特に鹿島橋の上下流がひどくて、20年前から砂をとってくれと言っているが、なかなか進まない。堆砂の問題をどうにかしてほしい。			
24	治水	鈴鹿川本流に合流している北河原の砂の堆積がある。			
25	治水	河川が外カーブの形状であるため、流れが速くなり、掘っても同じように戻る可能性がある。			
26	治水	河川内の堆積土砂の撤去は必要不可欠であり、定期的に撤去する事で、鈴鹿川本川だけでなく、鈴鹿川に流れ込む支川での災害防止にも寄与すると考えられることから、支川も含めた災害防止の観点から堆積土砂の撤去を考えていただきたい。			
27	治水	山下橋の下流側を伐採だけでなく、掘削も行なって欲しい。			
28	治水	H24～26の掘削効果が現れている。			
29	治水	汲川原の上下流では、瀬切れが起こっている。			
30	治水	鈴鹿川右岸は5年以内には決壊しそうなので、土砂の取り除きを早急の実施して欲しい。			
31	治水	鹿島橋付近まで掘削範囲を延伸して欲しい。			
32	治水	井尻だけではなく、庄野の第一頭首工が流況に悪影響を及ぼしている可能性があり、改善の要望を50年以上言い続けている。	・治水上の障害となっている構造物については、治水効果や上下流のバランスを勘案し施設管理者と連携・調整し、改築を実施します。 ・実施にあたっては、水利用の合理化、河川環境の縦断的連続性確保にも努めます。	第4章 第1節 第1項	4-5

亀山市(3/10)

No.	項目	いただいたご意見	いただいたご意見に対する考え方	河川整備計画（原案）での記載事項	
				目次	ページ
33	治水	鈴鹿川と棕川の合流点の所の見直し	・棕川は、三重県が管理する河川となっており、関係機関と連携して情報の共有に努めます。また、国土交通省に係わる部分は、関係機関と連携・調整していきます。	—	—
34	治水	鈴鹿川と棕川の合流点での改善を今まで以上に引き続き行って欲しい。			
35	治水	棕川と鈴鹿川の合流点での瀬替え工事も必要。			
36	治水	平和橋の所で鈴鹿川の瀬替えをしてほしい。棕川の水量をスムーズにすること。			
37	治水	棕川が鈴鹿川へ合流する平和橋付近、棕川の水量が大雨の時に流れないので導流堤を設置してスムーズに流れるようにしてほしい。			
38	治水	棕川の合流点について、本流の流れを変えることが出来たのか。			
39	治水	現在発生している棕川や安楽川などの水害対策としての整備が第一優先と思う。			
40	治水	私の町内は棕川とともに生活をしているが、昭和49年7月豪雨には床上50cmあがった。今まで床上にならなかったが、大変な苦勞をした。最近では雨が降るたびに避難勧告、指示がすぐ発令される。雨の量も多いと思うが、これは棕川の水がうまく流れていかず、鈴鹿川の合流点（平手橋）にて、鈴鹿川が塞き止められているためと思われる。 ⇒ 棕川に逆流堤を設置、また合流地点の鈴鹿川の瀬替をしていただく。			
41	治水	鈴鹿川の砂利を取り、瀬替を行うことで、棕川の流れを良好にして欲しい。			
42	治水	流れを安定させるために、左右岸の両方を改修して欲しい。（棕川の出口を遮らないように）			
43	治水	鈴鹿川の本川の瀬替えを行い、流れが左岸の棕川によっているため、右岸側へ寄せて欲しい。			
44	治水	（16.0K～17.0K平和橋付近）瀬替または流心を変更して欲しい。（直線的に）			
45	治水	棕川の山の上に、トヨタのテストコースが出来るため、人口が増え、流出量が大きくなり、氾濫の恐れがある。			
46	治水	山の保水力が減り、開発が進んだため、棕川への負担が大きい。			
47	治水	鹿島橋供用開始時、竜川の整備。	・竜川は、亀山市が管理する河川となっており、関係機関と連携して情報の共有に努めます。また、国土交通省に係わる部分は、関係機関と連携・調整していきます。	—	—
48	治水	左岸西堤防の改修を願います。5年以内に竜川を埋め立て願います。地域住民（案）参照ください。			
49	治水	鈴鹿川（本川）と支流（竜川）の下流における排水を流す。			
50	治水	昭和18年頃から事業計画を立てて、上下流の堤防整備を進めてきたが、鹿島橋の上流左岸、竜川のところが残っている。早急に整備するべきだ。			
51	治水	東御幸排水ひ門の手前（竜川）で閉鎖中、雨水がとどまり、鹿島地区の方へ少しずつ流れるのが、もっとスムーズに流れるように改良してほしい。			
52	治水	〔計画平面図に図示〕 1) 竜川の流出口を、ここへ移して下さい。 2) 竜川の河底を50cm～100cm程、底上げて下さい。 3) ここの土砂は流出口以降の竜川に入れて下さい。			
53	治水	導流堤を延伸して欲しい。			
54	治水	支川の維持管理の方法を明確にして欲しい。災害抑止の面では、支川の堆積土砂の撤去は、必要不可欠ではないかと思われる。			
55	治水	支川の堆積土砂を撤去して欲しい。	・亀山市区間において鈴鹿川に流入する支川は、三重県又は亀山市が管理する河川となっており、関係機関と連携して情報の共有に努めます。また、国土交通省に係わる部分は、関係機関と連携・調整していきます。	—	—

亀山市(4/10)

No.	項目	いただいたご意見	いただいたご意見に対する考え方	河川整備計画（原案）での記載事項	
				目次	ページ
56	治水	川の水量が昔と比べて少なくなっており、降雨時の洪水の発生割合を高めている。	・河川整備計画における目標流量は、過去の水害の発生状況、これまでの整備状況、鈴鹿川水系の治水対策として計画対象期間内に達成すべき整備水準、などを含めて総合的に勘案して定めています。	第3章 第1節	3-1
57	治水	最近の雨量が昔より多くなっている。			
58	治水	避難勧告が毎年発令するにも関わらず、対策が実施されない。			
59	治水	大雨が降ると水が直ぐに溢れる。竜川と下水路。	・内水対策については、内水の発生要因及びその処理方策について、関係機関と連携・調整していきます。	第3章 第1節 第2項	3-1
60	治水	川底が上昇した為、集落からの雨水の鈴鹿川への排水が困難になってきている。	・排水ポンプや樋門・樋管の操作は、予め定められた操作規則に従い行うように施設管理者を指導します。	第4章 第2節 第1項	4-13 ~ 4-14
61	治水	洪水時の東御幸樋管止めしなくて良いように、5年以内にやって下さい。 （H4、東御幸樋管、堆積多くて機能していない。大雨警報で閉鎖する。⇒設計がS58の河床状況でされている。）			
62	治水	水質・流量情報を流してほしい。	・雨量、水位等の観測データ、レーダー雨量計を活用した面的な雨量情報やCCTVカメラによる映像情報を収集・把握し、適切な河川管理を行います。また、施設の能力を上回る洪水等に対し、河川水位や河川流量等を観測できるよう観測機器の改良や配備の充実を図ります。 ・日本放送協会津放送局（NHK）の地デジ情報については、洪水予報河川、水位周知河川及び水防警報河川の基準観測所を対象として水位を表示しています。	第4章 第2節 第1項	4-11
63	治水	久我橋上流の堰・頭首工は不要になっており、撤去すれば、久我橋橋詰の損壊を防止することが出来る。	・鈴鹿川の大臣管理区間は27.8kmまでとなっており、ご指摘の箇所は三重県が管理している区間となっております。国土交通省としては、関係機関と連携して情報の共有に努めます。	—	—
64	利水	頭首工から農業用水を取水しているが、雨量が多いと取水口から200mほどトンネル状の取水口になっているため、土砂が多くトンネル内にたまり、土砂を除去するのに多くの労力を要する。⇒地元負担なしの取水口を整備してほしい。簡単に土砂除去ができるようにしてほしい。	・取水施設については、当方での対応は難しい状況であります。 ・定められた許可条件に基づき施設を良好な状態に保つよう、施設管理者に対して、技術的基準を踏まえた適切な指導を行います。	— 第4章 第2節 第1項	— 4-15
65	利水	伏流水の幅が狭く、揚水ポンプが止まることが多い。	・鈴鹿川は、砂河川であるため河川水が伏流しやすく、滞筋も変化しやすい川であります。	—	—
66	利水	亀山橋の下で取水され、井尻は水が来ないときがある。	・許可水利権については、水利権の更新時に行う水利審査において、使用水量の実態や給水人口の動向、受益面積や営農形態等の変化を踏まえて水利権の見直しを適正に行います。また、慣行水利権については、取水実態の把握に努め、取水施設の改築等の各種事業実施の機会を捉えるなど、積極的に許可水利権化を進めます。 ・定められた許可条件に基づき適正に取水施設を操作するよう指導していきます。	第4章 第2節 第2項 第4章 第2節 第1項	4-20 4-15
67	利水	農業（米作）に必要な水量が少なくなっている。海本でH19シャープ伏流水取水による。	・井和小樋管の周りの浸透を防ぐために鋼矢板矢板を打ち込みましたが、伏流水の流れを遮断するものではありません。	—	—
68	利水	南鹿島町地先で小下ポンプ場より農業用水を利用しているが、河川改修・堤防強化による内でのシートパイルという話は有ったが、伏流水としてのポンプ場深井戸への影響は。			
69	利水	田植えの時期が早まり、梅雨入り前の五月のGW前後の雨が降らない時期に取水されているという実態があるので、そういったことも影響しているのではないか。	・許可水利権については、使用水量の実態を確認しております。 ・慣行水利権については、取水実態の把握に努め、取水施設の改築等の各種事業実施の機会を捉えるなど、積極的に許可水利権化を進めます。	第4章 第2節 第2項	4-20

亀山市(5/10)

No.	項目	いただいたご意見	いただいたご意見に対する考え方	河川整備計画（原案）での記載事項	
				目次	ページ
70	環境	昨今、川魚（特にウナギ）が遡上していない。	<ul style="list-style-type: none"> ・堰頭首工の魚道機能が低下しており、回遊魚の遡上阻害となっています。治水上の安全を確保するため、頭首工の改築等を実施する際には関係機関と連携して既設魚道の機能改善に努めていきます。 ・河川整備に合わせて魚類の生息場となる環境が維持されるよう、瀬淵環境の保全・創出を図っていきます。 	第4章 第1節 第3項	4-9
71	環境	神辺付近の堰でアユが遡上が出来なくなっている。			
72	環境	河川土砂の堆積により、水生生物の生息が危ぶまれる。砂ばかりではなく、石がないと、アユが住めない環境になる。			
73	環境	河川工事を行う際には、生物に配慮した構造を守って欲しい。			
74	環境	井尻付近は魚が少ない。			
75	環境	昔の少年時代は鈴鹿川で魚を獲ったりして遊んだ、今泳ぐ魚はいるのかな。	・平成5年以降、5回実施した河川水辺の国勢調査（魚類調査）では、合計82種の魚類が確認されています。	—	—
76	環境	鈴鹿川の水量が少なくなって来ている。通常魚が棲める状態でない。	<ul style="list-style-type: none"> ・流量減少時においても魚類の待避場となる淵やたまりが形成されるよう、河道掘削に合わせて配慮を行っていきます。 ・堰頭首工の魚道機能が低下しており、回遊魚の遡上阻害となっている。治水上の安全を確保するため、頭首工の改築等を実施する際には関係機関と連携して既設魚道の機能改善に努めていきます。 	第4章 第1節 第3項	4-9
77	環境	渇水時に瀬切れが発生するため、魚（うなぎ）が上ってこない。対策はないか。			
78	環境	昭和初期から昭和40年位まではアユ、ホウセン（うなぎ）等が数多く生息していた。今はほとんどいない。環境の悪化。			
79	環境	鈴鹿川の生物を増やすための環境整備をしてほしい。魚、亀、スッポン等の生物が減っている。	<ul style="list-style-type: none"> ・生物の多様な生息環境が保全、創出されるよう、河道整備を行う際には、多自然川づくりを推進していきます。 	第4章 第1節 第3項	4-9
80	環境	昔の生態を取り戻してほしい。（子供たちのふれあいの場、アユ、オイカワ、ウナギ等）			
81	環境	自然を取り戻してほしい。ネコヤナギ。魚がいない。			
82	環境	生き物が生きるための構造変化を考えてほしい。			
83	環境	神辺小学校の魚に対する教育の場の魚の生息環境を造ってほしい。			
84	環境	亀山市の特徴として自然の面では鈴鹿川は重要な位置にある。環境に配慮して整備してほしい。			
85	環境	河畔林には、生物が多いため、施工の際は地元との相談をして欲しい。			
86	環境	河川の蛇行部は環境面を考慮して、現状維持で良い。			
87	環境	亀山橋の上流は環境を現状維持として欲しい。→樹木伐採の際は、連絡（相談）して欲しい。			
88	環境	昔はヨシはそんなに生えていなかった。ネコヤナギが増えてきたら、自然が戻ってきたということになる。（ヨシが繁茂するということは、川が荒れており、逆にヤナギが多くなると自然が豊かになったという認識をお持ちの方が多かった。）			
89	環境	堰堤の魚道の改善が必要。第一、第二頭首工と鹿島の堰堤。	<ul style="list-style-type: none"> ・機能が低下している魚道については、関係機関と連携して既設魚道の機能改善に努めていきます。 ・頭首工の魚道機能が低下しており、回遊魚の遡上阻害となっています。治水上の安全を確保するため、頭首工の改築等を実施する際には関係機関と連携して既設魚道の機能改善に努めていきます。 	第4章 第1節 第3項	4-9
90	環境	井尻頭首工は魚道が有るが、第一・第二頭首工に魚道の整備が必要			
91	環境	亀山橋下は絶好の生き物育つ場。堰堤の改修は役立っている。	・生物の多様な生息環境が保全、創出されるよう、河道整備を行う際には、「多自然川づくり」を推進していきます。	第4章 第1節 第3項	4-9
92	環境	昔は魚も多く生息していたが、現在は洗剤を中心としたリン系が流出することによる水質悪化にもなって、魚が少なくなった。横断工作物等の魚道が機能していないこともひとつの原因ともいえる。そういったことも加味して、自然環境に配慮した計画にしてほしい。	<ul style="list-style-type: none"> ・総リンの濃度は、流域での負荷削減対策により近年低下傾向で、水質は改善傾向となっています。 ・機能が低下している魚道については、治水上の安全を確保するため、頭首工の改築等を実施する際には関係機関と連携して既設魚道の機能改善に努めていきます。 	—	—
93	環境	田の排水に外来魚（ブルーギル等）が増えた。	<ul style="list-style-type: none"> ・河川内の外来種については、定期的にモニタリングしていくとともに、地域と連携した駆除等の対策に努めています。 ・堤内地側の外来魚は、河川協力団体の取り組みにより、減少してきているとお聞きしています。 	第4章 第2節 第3項	4-20

亀山市(6/10)

No.	項目	いただいたご意見	いただいたご意見に対する考え方	河川整備計画（原案）での記載事項	
				目次	ページ
94	環境	22.4k付近にカミツキ亀らしきものがある。	・河川水辺の国勢調査などのモニタリングにより確認し、必要に応じて地域と連携した駆除等の対策に努めていきます。	第4章 第2節 第3項	4-20
95	環境	人が遊ぶのを優先も生き物には困る。	・自然環境の保全と河川空間の利用のバランスのとれた適正な利用・保全を図っていきます。	第4章 第1節 第3項	4-9 ~ 4-10
96	環境	水質が分からず安心して入れない。	・鈴鹿川の水質は、BODで見ると環境基準を満足しており、良好な水質となっています。	—	—
97	環境	子供が遊ぶにも川に下りる所が無い。	・既存の親水施設等を利用したイベントや体験学習等を通じて、川と親しめる場として利活用の推進に努めていきます。 ・治水上の安全性を確保しつつ、河川全体の自然の営みを視野に入れ、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境にも配慮し、身近な自然との触れ合い、憩いの場として活用されるよう努めます。	第4章 第1節 第3項	4-10 4-9 ~ 4-10
98	環境	小学校前（南）の場所が大きな石が有り、子供達が入っていけない。			
99	環境	子供・親が堤防から川へのアクセスを良好にするための階段を構築して欲しい。			
100	環境	川原で子供が遊べるよう整備がされていない。神辺から野村から鹿島橋間。			
101	環境	川へ下りていける歩道を神辺地区に数カ所設けて欲しい。	・利用されている既存の親水施設等を保全し、地域住民との連携や住民間の交流を創出する場となる空間形成や、歴史や文化にまつわる空間の保全・整備に努めます。	第4章 第1節 第3項	4-9
102	環境	勸進橋付近に生態系の学習の場を作ってほしい。	・水生生物調査などの環境教育や自然体験を通して、地域住民が身近な自然である鈴鹿川に親しむための活動を地域住民やNPOなどの関係機関と一体となって実施していきます。	第4章 第2節 第3項	4-22
103	環境	関から河口までサイクリングロードがほしい。亀山、鈴鹿、四日市の市民交流を図る。	・サイクリングロード等を新規に整備する計画はありませんが、堤防道路の活用など、既設の施設の利活用の推進に努めていきます。	第4章 第2節 第2項	4-21
104	環境	河川公園の整備			
105	環境	太岡寺畷の北側は、今年から3年計画で桜・松の植樹を進行中。南側は桜がちらほら。植樹を検討願いたい。	・堤防上は、堤体保護の観点から原則植樹できないので、ご理解願います。 ・太岡寺畷などの既存の良好な景観について治水との整合を図りながら維持形成に努めていきます。	— 第4章 第1節 第3項	— 4-9 ~ 4-10
106	環境	河川公園整備は今後も続くのか。	・新たな河川公園等を整備する計画はありませんが、既設の河川公園等の利活用の推進に努めていきます。 ・治水上の安全性を確保しつつ、河川全体の自然の営みを視野に入れ、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境にも配慮し、身近な自然との触れ合い、憩いの場として活用されるよう努めます。	第4章 第2節 第3項	4-21 4-9 ~ 4-10
107	環境	河川敷を川と親しむ意味で整備して下さい。（子供がサッカー・野球が出来るように）。里山と合わせて考えてほしい。			
108	環境	河川の中に河川敷を設けてほしい。簡単なスポーツが出来る場所。			
109	環境	名阪国道の西（上流）の右岸に公園を作って。			
110	環境	忍山大橋周辺河川敷にキャンプ場や児童公園がほしい。			
111	環境	勸進橋上流の公園を整備して欲しい。			
112	環境	亀山消防署の関支所横の河川敷きを公園（芝）にしてほしい。（鈴鹿市の方ではグラウンド等があるが、以前要望したが国交省絡みで許可されなかった）	・亀山市の鈴鹿川河川敷グラウンドとして利用されており、今後も利活用の推進にさらに努めていきます。	第4章 第1節 第3項	4-9 ~ 4-10

亀山市(7/10)

No.	項目	いただいたご意見	いただいたご意見に対する考え方	河川整備計画（原案）での記載事項	
				目次	ページ
113	維持管理	土砂の継続撤去	<ul style="list-style-type: none"> ・目標流量流下時の家屋浸水被害を防止・軽減するため、必要な河道断面積が確保されていない箇所については、水位低下対策として河道掘削や洪水流下の障害となる河道内樹木を伐採します。河川整備にあたっては、上下流や本支川のバランス等を考慮し、安全度が低下する区間がないように留意します。 ・河道内に堆積した土砂が洪水流下の支障となる場合は、堆積土砂の撤去等を行っていきます。 ・河川整備において河川環境に影響を与える恐れがある場合には、その影響の低減を図るため、施工形状、工法等の工夫に努めます。 ・堤防除草は、毎年定期的を実施しています。 ・河道内に堆積した土砂が洪水流下の支障となる場合は、堆積土砂の撤去等を行っていきます。 ・上流域における土砂の流出抑制対策は、各種法令に基づき三重県が実施しております。国土交通省としては、関係機関と連携して情報の共有に努めます。 ・三重県管理区間のため、国土交通省としては、関係機関と連携して情報の共有に努めます。 ・流水の阻害となる堆積土砂や河道内樹木は、河積阻害の有無や河川管理施設への影響等を防止するため、河川環境への影響も考慮しながら、土砂撤去や樹木伐採を行っていきます。 ・橋梁等へかかった流木については、橋梁等管理者と調整しながら対処していきます。 	第4章 第1節 第1項	4-3 ~ 4-4
114	維持管理	小野周辺の鈴鹿川は河床の土砂の除去完了いただき、今は安心な状況である。定期メンテナンスをぜひやってほしい。		第4章 第2節 第1項	4-12
115	維持管理	鈴鹿川の川床の土砂の除去工事を行って頂いたが、定期的なメンテナンスはされるのか。		第4章 第1節 第3項	4-9
116	維持管理	井尻頭首工から東御幸排水樋管までの堆積土砂の撤去。		第4章 第2節 第1項	4-13
117	維持管理	大雨による土砂が多くて、井溝（ゆみぞ 入口部）が砂で埋まることが度々起こる。			
118	維持管理	河床への土砂の堆積は上流からの流入はもちろん支流からも発生する。支流管理との連携も要る。			
119	維持管理	上流川底の砂を取ってほしい。（合流地点）			
120	維持管理	JR紀勢線の橋桁が危ない。JR付近は砂の堆積が進み、周辺の田んぼより高くなっているので、大雨の時に田んぼの水が川にはけないので、砂をとってほしい。		第4章 第2節 第1項	4-12
121	維持管理	大和橋より下流。砂が多くなっている下流の方で砂利を採っているが砂利の発生源を止めることが第一と考える。			
122	維持管理	加太、坂下などの源流の整備をしないと土砂などの対策が難しいのではないか。（国が管理している28kから上流の加太川が鈴鹿川本川に合流している付近が、土砂が非常に堆積しており、その原因として、山が荒れていることによる土砂流出が危惧される。）			
123	維持管理	河川（川床）の中に大木が生えている箇所がある。場所はがんごの堰の上（加行山）			
124	維持管理	明神橋より下流に大木等が河川中央にあり、水の流れを止めるとともに砂利の集積につながっている。中央の草木の取り除きを早急に。			
125	維持管理	河川敷内に樹木が多く、水が出た時に詰まる。橋桁に詰まる。		第4章 第2節 第1項	4-12
126	維持管理	河川内の立木が大きくなって水流流下の支障となっていたりするが、河川管理者の考え方は。（鹿島橋下流他）			
127	維持管理	山下橋から野村和賀線の橋までの間、両岸に草木が沢山あり川幅の1/3～ 1/2を占めている所がある。土砂も多い。			
128	維持管理	川の土手の竹の管理が出来ていない。			
129	維持管理	河川の中に多い、木、竹を取り除くこと。			
130	維持管理	神辺大橋～忍山橋区間で、草木が繁茂していることから、ゴミを捨てていく人が多いので、草木の刈り取り、土砂の掘削を実施してほしい。			
131	維持管理	〔現状写真・図示〕 鈴鹿川「東布気町」の付近は殆ど草・木で覆われ伏流水ばかり水の流れを見ることができない状況です。忍山橋前後は草木があまりないので、同じように改良して欲しい。			

亀山市(8/10)

No.	項目	いただいたご意見	いただいたご意見に対する考え方	河川整備計画（原案）での記載事項	
				目次	ページ
132	維持管理	鈴鹿川へ合流する小野川合流部の水量と安全性について。（地元住民より合流部の土手の流出を心配していた）	・小野川は、三重県が管理する河川となっており、関係機関と連携して情報の共有に努めます。また、国土交通省に係わる部分は、関係機関と連携・調整していきます。	—	—
133	維持管理	小野川、北河原に土砂が溜まり、草木が川の中に育っている。			
134	維持管理	鈴鹿川の支川の小野川にJRの橋が有るが、川幅がそこで狭くなり、大雨時はそこで、砂・石が溜まり水利用水路が埋まる。			
135	維持管理	井尻頭首工の魚道の下側が掘れ込んでいる。	・定められた許可条件に基づき施設を良好な状態に保つよう、施設管理者に対して、技術的基準を踏まえた適切な指導を行います。	第4章 第2節 第1項	4-15
136	維持管理	JR紀勢本線の鈴鹿川橋梁の橋脚があらわになっているため。補強して欲しい。			
137	維持管理	データ放送による水位計の場所は。	・雨量、水位等の観測データ、レーダー雨量計を活用した面的な雨量情報やCCTVカメラによる映像情報を収集・把握し、適切な河川管理を行います。また、施設の能力を上回る洪水等に対し、河川水位や河川流量等を観測できるよう観測機器の改良や配備の充実を図ります。	第4章 第2節 第1項	4-11
138	維持管理	避難経路の確認、区民への周知方法について、台風の時など周知しにくいことが多い。			
139	維持管理	CCTVをリアルタイムにしてほしい。			
140	維持管理	忍山大橋から亀山橋間の堤防の草刈りが1回／年と少ない。2回／年刈り込み対向に適した路を確保してほしい。	・河川堤防の除草は、原則として年2回実施しておりますが、予算の都合上により、堤防の点検や環境への影響が少ない箇所については、1回刈りとしています。	第4章 第2節 第1項	4-13
141	維持管理	河川周辺の草刈りについて、見え難くて困るとの意見をもらう。			
142	維持管理	擁壁工事により市道が狭くなった。国か市で改修ください。（鹿島橋の左岸下流、昨年度の道路（堤防）の整備をしたが、やり方がよくない。急に道路幅が狭くなるのは危険であるため、すぐにでも現場を見に来て、直してほしい。）	・亀山市及び地元自治会と引き続き調整します。	—	—
143	維持管理	各橋間の堤防から川岸への道をコンクリートでなく草刈でやってほしい。その後は地元で管理する。	・堤防や護岸の沈下、損傷状況や構造物周辺の空洞化等堤防の変状を適切に把握し、必要に応じて所要の対策を講じます。また、河川巡視や水防活動が円滑に行えるよう、管理用通路を適正に維持管理します。	第4章 第2節 第1項	4-12 ~ 4-13
144	維持管理	神辺大橋より100m上流の砂防堰、山下橋より下流の砂防堰1号・2号が破損しているため、補修するのか取り壊すのか新しくするのかを明確にしてほしい。			
145	維持管理	川原に下りていく道が無い。	・鈴鹿川緑地、鈴鹿川河川緑地等の高水敷の公園、グラウンドや大岡寺殿の桜づつみなどの親水空間を活用し、地域住民との連携や住民間の交流を創出する場となる河川空間の円滑な利活用の推進に努めます。 ・治水上の安全性を確保しつつ、河川全体の自然の営みを視野に入れ、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境にも配慮し、身近な自然との触れ合い、憩いの場として活用されるよう努めます。	第4章 第1節 第3項	4-9 ~ 4-10
146	維持管理	護岸工事の際でもいので、降りられる階段があると川へのアクセスが増える。川の中での遊び場が増える。			
147	維持管理	東新田自治会内の鈴鹿川の堤防の除草をお願いしたい。自治会で年1回対応しているが、雑草が激しく、対応が難しくなってきたり、また荒れ地になっているのでイノシシ、シカが来るようになってきている。	・河川堤防の除草は、原則として年2回実施しておりますが、予算の都合上により、堤防の点検や環境への影響が少ない箇所については、1回刈りとしています。	第4章 第2節 第1項	4-13
148	維持管理	竹林の獣害（鹿）対策。			
149	維持管理	木下橋上流27.5K付近、欽進橋の上流の竹林を伐開して欲しい。→獣害対策（イノシシのねぐら）	・鳥獣対策は、三重県の管轄であるため、情報共有を行います。	—	—

亀山市(9/10)

No.	項目	いただいたご意見	いただいたご意見に対する考え方	河川整備計画（原案）での記載事項	
				目次	ページ
150	維持管理	井尻沿いの河川敷内に私有地が多い。改修時地主の了解をいちいち取る必要がある。	・河川法及び河川法施行令に則り、適切に対応します。	—	—
151	維持管理	行政区の境であるため、譲り合いをしているが、三重県に指導して欲しい。			
152	維持管理	井尻頭首工をわざわざ費用を出して取り壊す必要性が無い。堰の改修が遅れるのであれば、砂をとって欲しい。井尻堰は壊さず有効活用すべき。	・治水上の障害となっている構造物については、治水効果や上下流のバランスを勘案し施設管理者と連携・調整し、改築を実施します。 ・実施にあたっては、水利用の合理化、河川環境の縦断的連続性確保にも努めます。	第4章 第1節 第1項	4-6
153	治水、維持管理	東新田自治会内の堤防除草、今後の護岸対策。関消防署前の堆積砂の除去。下流へ流れて水位が上昇するおそれがある。	・目標流量流下時の家屋浸水被害を防止・軽減するため、必要な河道断面積が確保されていない箇所については、水位低下対策として河道掘削や洪水流下の障害となる河道内樹木を伐採します。河川整備にあたっては、上下流や本支川のバランス等を考慮し、安全度が低下する区間がないように留意します。	第4章 第1節 第1項	4-5
		154	環境、維持管理	鈴鹿川・加太川合流の下方。砂が多いので自然が保たれていない様です。	・河川整備において河川環境に影響を与える恐れがある場合には、その影響の低減を図るため、施工形状、工法等の工夫に努めます。
155	利水、維持管理	井尻頭首工は付近に砂が多いため、井尻取水路に土砂が多くなり除去に困っている。	・河道内に堆積した土砂が洪水流下の支障となる場合は、堆積土砂の撤去等を行っていきます。 ・河道掘削に伴い、魚類等の待避場となる淵やたまりが形成されるように配慮します。	第4章 第2節 第1項	4-12
		156	その他	河床に土砂がたまるのは、上流あるいは支流からの流入。土砂の流入を少なくする抜本対策が必要と思う。最終の育林！ 関連省庁との連携を容易にし、効率的に育林が可能となる具体対策を計画してほしい。	・上流域における土砂の流出抑制対策は、各種法令に基づき三重県が実施しております。国土交通省としては、関係機関と連携して情報の共有に努めます。
157	その他	上流の山林管理を十分行ってほしい。（砂防ダム含む）	・国土交通省としては、関係機関と連携して情報の共有に努めます。	—	—
158	その他	上流部での森林間伐をさらに進めること（土砂流出を防ぐ）			
159	その他	椋川上流の開発が進むほど一度に水が下流に流れる。山の保全も大切。			
160	その他	グリーン税を沢山払っているが山の保全は進んでいますか。			
161	その他	土砂は上流から流れて来る。基本は土砂の流出を少なくすること（育林）。 国として関連部署との連携をやり易くする。			
162	その他	久我道（城山下）のガケくずれ対策を早急に。			
163	その他	県への要望になると思うが、土砂が流出しないようなガケ対策や流出防止のための施設整備を上流域でやっていただけると、本川支川に土砂が流入してこないのではないか。			
164	その他	砂利は上流の方から来る。その砂利は山林等の土砂崩れ等が原因と思われる。山林の土砂崩壊は、人工林が多くなり、山での保水能力が落ち、土砂崩壊が発生する。まず山林の整備（雑木林）をするべきである。【サイクル（土砂の流れ込み）】 山の人工林化⇒保水能力の低下⇒ガケくずれ⇒砂利の発生 この対策は農林課も含めて考えるべき（セクトにこだわらず）。			
165	その他	亀山市管理の上流のダムが満杯近く大雨の時に下川に流れてきて、川底が上がっている。従って上流のダムの砂だまりをなくす。			
166	その他	安楽川付近の田村町の意見・要望は国交省まで届いているのか不安である。		・田村町の意見は、国土交通省に届いております。	—
167	その他	椋川上流に団地が集中して山まであるのでその川下を。	・椋川は、三重県が管理する河川となっており、関係機関と連携して情報の共有に努めます。また、国土交通省に係わる部分は、関係機関と連携・調整していきます。	—	—
168	その他	鈴鹿川沿いの畑の買収は終わったが工事は。	・平成8年度にH7年災害対応工事として、根固工を施工しております。	—	—
169	その他	306高架の橋脚の足下工事の時、足下の岩板が抜けているということはないか。	・国道306号線は、三重県管理となっております。	—	—

亀山市(10/10)

No.	項目	いただいたご意見	いただいたご意見に対する考え方	河川整備計画（原案）での記載事項	
				目次	ページ
170	その他	勸進橋西の公園に増水時水が上がり対策必要。	<ul style="list-style-type: none"> ・河川利用者が安全利用のための留意事項、危険を回避する手段等を認識した上で利用することが重要です。河川利用者等への啓発活動の推進に努めます。 ・鈴鹿川の大臣管理区間は河口から27.8k、内部川は鈴鹿川合流点から6.8k、安楽川は鈴鹿川合流点から1.9kとなります。 ・今後の参考とさせていただきます。 	第4章 第2節 第2項	4-22
171	その他	勸進橋上流の公園に大雨時流入を防いでほしい（堤防が低い）。			
172	その他	大臣管理区は上流はどこからなのか。			
173	その他	大臣管理区間を上流の加太川と鈴鹿川の合流点まで延ばしてほしい。			
174	その他	大臣管理区間を加太川上流まで延長して欲しい。			
175	その他	国管理の河川区域の上流を更に上流に延長して欲しい。			
176	その他	管理区間を加太川との合流の太和橋まで延伸して欲しい。			
177	その他	現状と課題、15分で説明があったが全く理解できなかった。			
178	その他	初めて鈴鹿川について検討会を開かれた。今後は3年に1回、1年に1回ぐらい検討会をしてほしい。			
179	その他	川改造時には地元住民の意見を聞いてから行ってほしい。			
180	その他	市・県・国の意見交換会も必要である。			
181	その他	S58右・JR～八野まで、左・JR～井尻までの改修事業計画を建設省でたてた。まだ、終わってないのに、予算がついていない。	<ul style="list-style-type: none"> ・河川整備にあたっては、上下流や本支川のバランス、左右岸バランス等を考慮し、安全度が低下する区間がないように留意して行っています。 	第3章 第1節 第1項	3-1
182	その他	竜川を埋めてほしい（南鹿島地区の前）。S58には埋め立てる絵があった。S58の青写真通りになぜ改修しないのか。要望した所を放っておいて、他をやっている。20年前から要望している。ここで話を聞いてもらっても1～2年で変わってしまう。ちゃんと引き継がれるのか。			
183	その他	昭和58年から立ち退きをしたが、整備が完成していない。			
184	その他	遊水地的な土地に住宅を建たせない条例が必要。（市の問題だが）	<ul style="list-style-type: none"> ・自治体に対して、都市計画法に基づき、調整池等を設置・管理するように要請します。 	—	—
185	その他	堤防の補強を行っても、遊水地のようなところに家を建設させない都市計画や条例が必要である。			
186	その他	亀山市内での畑・水田は遊水地となっているため、その地には家屋を建設させないための条例を制定して欲しい。			
187	その他	神辺小学校前の橋の横に歩行者用の歩道橋を設置してほしい。			
188	その他	木下町信号から1号線に向けての道（神辺大橋の作製）	<ul style="list-style-type: none"> ・神辺大橋は、亀山市が管理しております。国土交通省としては、関係機関と連携して情報の共有に努めます。 	—	—
189	その他	神辺大橋の新しい物			
190	その他	液状化について	<ul style="list-style-type: none"> ・地震・津波に対しては、本計画に定める整備を実施することにより、対象地点において最大級の地震が発生した場合においても河川管理施設の必要な機能を確保し、計画津波水位に対して海岸における防御と一体となって津波による浸水被害の防止を図ります。また、計画規模を上回る洪水や津波等が発生した場合には、既存施設を活用しながら、ソフトとハード一体となった総合的な被害軽減対策を関係機関や地域住民と連携しながら推進します。 	第4章 第1節 第1項	4-4
191	その他	川に行かなくなった。	<ul style="list-style-type: none"> ・既存の親水施設等を利用したイベントや体験学習等を通じて、川と親しめる場として利活用の推進に努めていきます。 ・治水上の安全性を確保しつつ、河川全体の自然の営みを視野に入れ、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境にも配慮し、身近な自然との触れ合い、憩いの場として活用されるよう努めます。 	第4章 第1節 第3項	4-9 ~ 4-10